**令和５年４月よりり**

　　　　　　　　　　　　学校体育施設スポーツ開放事業

にしお特別支援学校

体育館開放を開始しました

【開放日】　学校が許可する土・日・祝日

【開放時間】　午後６時３０分～午後９時

【料金】　１時間３１０円（以後３０分増すごとに半額増加／空調代込）

【実施可能種目】　バレーボール(1)・ソフトバレー(1)・バスケットボール(1)・ボッチャ(3)

体操・ドッジボール(1)・車いすバスケ(1)・フライングディスク(5)

　　　　　　　　　　　　　　卓球（２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※数字は実施可能面数

【利用可能団体】　以下をすべて満たす団体

**①障害者手帳等所有者が含まれている団体**

②成人の利用責任者が含まれている団体

③市内に在住・在勤・在学しており、市内在住者が７割以上の団体

④団体員数がおおむね10人以上の団体

【登録方法】　以下の書類を揃えてスポーツ振興課に提出してください。

①利用登録申請書 ②会員名簿 ③誓約書 ④障害者手帳等の写し

⑤スポーツ保険加入者一覧 ⑥保険料領収書の写し

【予約可能期間】　利用月の2か月前24日～利用前月の19日

【予約方法】　あいち共同利用型施設予約システムを利用し、2か月先の利用申込を毎月行い

ます。

予約可能期間中に、体育施設窓口での予約またはインターネットでの仮予約を

行い、窓口にて使用料の支払いを行ってください。

※窓口予約は午前9時、インターネットでの仮予約は午前0時開始

　　　　　　　　　　　　　　　※インターネットによる仮予約の有効期限は10日間

◇体育施設窓口(午前9:00～午後８：４５／月曜休館)

総合体育館　54-7761/中央体育館　55-0305/中央ふれあいセンター　56－7796/鶴城体育館　55-0168

一色町体育館　73-6187/吉良野外趣味活動施設　32-1602/文化交流センター北館　63-0129

【登録の注意事項】

１　登録証の有効期限は、登録時期によらず年度末までとなります。

２　登録手続きに関する個人情報は、本目的以外には使用せず、緊急連絡及び会議開催通知等に利用します。

３　同一種目で５割以上団体員が同じ場合、同一団体とみなすため重複登録できません。

４　スポーツ保険は、対物保障があるものに加入をしてください。

【利用器具】

・利用できるもの：支柱・ネットなど競技に必要な備品や扇風機

・各団体で用意するもの：ボール・ラケット等の消耗品など競技備品以外のもの

【利用料の還付】

天災、学校都合、管理人都合等、利用者の責によらず利用できない場合は、全額還付します。

自己都合での時間短縮・利用中止の場合は還付できません。

【利用の注意事項】

１　登録証及び利用許可書を他の団体等に貸与しないこと。

２　学校敷地内の指定場所以外への自動車・自転車等の乗り入れを禁止する。

３　樹木・建物・借用器具は大切にし、折傷しないこと。

４　使用開始及び終了時間を厳守すること。

５　体育館では土足厳禁とし、体育館シューズを着用のこと。

６　子ども連れの方がいる場合は、子どもの管理に責任を持つこと。

７　借用器具使用後は、管理指導員立会いで、元の場所に整理整頓すること。

８　体育施設使用後は、必ず清掃のうえ管理指導員に連絡すること。

９　利用者に事故が発生した場合は、ただちに管理指導員に連絡すること。

10　学校敷地内及び周辺で喫煙しないこと。

11　空きかん・空きびん等のごみは利用者で処分し、学校内に残さないこと。

12　台風等により、暴風警報が発令され、午後４時に解除されない場合は、屋内・屋外施設にかかわらず使用を中止します。また、地震の場合には東海地震の警戒宣言が発せられたとき、又は本市で震度５弱以上の地震が発生したときは中止します。

13　学校体育施設を利用できるのは登録団体員に限ります。

14　その他、学校や他人に迷惑をかけたり、風紀を乱すような行為をしないこと。

15　ボール等は学校のものを使用せず、各自で持参してください。

16　利用後は、必ず清掃・消毒を行い、｢チェックシート｣への記入してください。

【賠償責任】

利用者が開放校の施設・設備・器具等を故意または過失により破損・亡失した場合は、賠償していただきます。

【傷害保険】

団体員は全員スポーツ傷害保険又は同等の保険(対物保障必須)への加入が必要です。

※西尾市市民活動総合補償制度・ＡＩＵ保険などは団体活動中の事故は保険適用外

　となる場合があります。補償内容を十分ご確認くださるようお願いします。

（問合先　西尾市交流共創部スポーツ振興課（午前８:30～午後5:15／土日祝閉庁）　0563-54-0002）